

口頭弁論後の報告会での発言内容(要旨)

【細川潔 弁護士】

準備書面(14)について説明を行った。

今回の裁判は、原告の公平な裁判所による裁判を受ける権利が侵害されていたということで提起した。砂川事件最高裁は田中耕太郎裁判長がアメリカ側に裁判情報を多々漏らしていたという点で、公平な裁判所でなかった。さらにその田中耕太郎裁判長によって裁判体が構成され、かつ

彼がその裁判体を自分の思うようにリードしていたと思われる。そのようなことから、公平な裁判所による裁判ではなかったという主張をこれまでしてきた。

公平な裁判所で裁判を受ける権利を担保するための制度としては、裁判官の除斥・忌避・回避という制度がある。本来は、田中裁判長が忌避・回避をなされるべきであったが、当然、当時は裁判情報が漏らされているということは分かりようがなかったため、この理由による忌避・回避はなされなかった。免訴を求めて再審請求を行ったが、それも蹴られた。いまだに砂川事件の被告人(今回は原告)は公平な裁判所による裁判を受ける権利侵害の救済がなされていない。

これまで公平な裁判を受ける権利の侵害を訴えてきたが、今回はさらにより深く理論的にも深化させて、いまだに救済されるべき手段が取られておらず、原告の権利が侵害され続けているということを主張した。

【武内更一 弁護士】

今日の法廷で、裁判長に調査嘱託の回答はどうなったか聞いたところ、まだ回答が来たという報告がないとのことだ。最高裁から外務省に出したところまでは裁判所も分かっているが、そこから先は追跡できる仕組みがないようだ。昨年5月末に裁判所は嘱託を最高裁に出しているから、それからほぼ1年経っている。

多分回答は来ない可能性が高い。どこで止まっているか分からないが、一番可能性が高いのは本件の利害関係からすると外務省だろう。こちらは二の矢を放っていく。公文書を発見した方、外交経験のある方、それから原告本人の尋問申請を考えている。被告(国)側は本件公文書の中身自体が信用できないと主張している。これに対し、外交文書は信用できないものではないとこちらが立証していく。

次回の法廷は9月26日だが、裁判所はそこで証人を採用するかしらないか判断し、尋問はいつにするかという話になるだろう。最短で、12月か1月ぐらいに尋問が入る可能性が高い。皆さんの御協力を引き続きお願いしたい。

